県立自然公園条例の一部改正案について

１　改正の趣旨

県では、県内の優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図るため、県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）を定め、県立自然公園を指定しています。

今般、国立公園及び国定公園について規定する自然公園法（昭和32年法律第161号）において、地方自治体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護のみならず利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」を実現するために改正（令和３年５月６日公布、令和４年４月１日施行）が行われたことを踏まえ、県立自然公園条例においても同様の改正を行うものです。

２　改正の概要（自然公園法の改正内容に準じた改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| (1)自然体験活動促進計画制度の創設 | ・　市町村やガイド事業者等からなる協議会が、「自然体験活動促進計画」を作成し、知事の認定を受けた場合、計画に記載された事業の実施に必要な許可を不要とする等の手続きを簡素化します。・　これにより、計画に基づく魅力的な自然体験活動の開発や提供等を促進し、公園利用者の多様なニーズに応えます。 |
| (2)利用拠点整備改善計画制度の創設 | ・　市町村や旅館事業者等からなる協議会が、「利用拠点整備改善計画」を作成し、知事の認定を受けた場合、計画に記載された事業の実施に必要な許認可を不要とする等の手続きを簡素化します。・　これにより、施設の景観の統一や機能の充実等の自然と調和した施設整備を促進し、魅力的な滞在環境の整備を図ります。 |
| (3)県立自然公園の保全管理の充実  | ア　野生動物への餌付等の規制特別地域、集団施設地区内において、野生動物に餌を与えること等野生動物の生態に影響を及ぼし、公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制します。イ　特別地域における罰則の引上げ特別地域における違反行為（違法な工作物の設置、木竹の伐採等）に対する罰則を引き上げます。　　改正前：６月以下の懲役又は50万円以下の罰金　　改正案：１年以下の懲役又は100万円以下の罰金ウ　公園事業の承継公園事業の全部を譲渡する場合において、知事の承認を受けたときは、譲受人は公園事業者の地位を承継できるよう改めます。 |
| 項目 | 内容 |
| (3)県立自然公園の保全管理の充実  | エ　公園管理団体の業務の見直し公園管理団体の指定に当たり、利用者への助言・指導や調査・研究等の実施能力を必須としないことに改めます。オ　公園事業の施設の追加公園事業の施設に電気自動車への給電施設、燃料電池自動車への水素供給施設を追加します。 |

３　スケジュール（予定）

令和５年６月　条例案提出（県議会定例会）

令和５年７月　公布（罰則規定は周知期間を設けた後、施行）